

人間機械協奏技術コンソーシアム規約

(名称)

第1条 この組織は、人間機械協奏技術コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

2 本コンソーシアムの英文名称は、HMHS Consortiumとする。

3 本コンソーシアムの略称は、HMHS コンソーシアムという。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、国立研究開発法人科学技術振興機構の研究成果展開事業である「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」のもとにおいて、人と知能機械との協奏メカニズム解明と協奏価値に基づく新しい社会システムを構築するための基盤技術の創出を通じて、次の各号に掲げる目標を実現するために活動することを目的とする。

(1) 産学官による連携の下に、オープンイノベーションの拠点を創設すること。

(2) 革新的な知の創出から、橋渡し、社会実装までの一貫したプロセスを産学官で共創すること。

(3) ポスドク、博士課程の学生をはじめ、産学官の各セクターに所属する若手人材の積極的な参画を推進し、我が国の将来を担う研究者及び技術者の育成・研鑽の場とすること。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 国内外のHMHS (Human Machine Harmonizing System: 人間機械協奏技術) の研究開発に関する情報交換及び情報収集

(2) HMHS 研究に関するプロジェクトの実施運営

(3) 研究開発成果の情報発信

(4) 若手研究人材の育成ならびにその起業の支援

(5) その他 HMHS 研究の推進に必要な事業

(構成)

第4条 本コンソーシアムは、第2条の目的に賛同し、本コンソーシアムの活動に積極的に参画する法人及び団体並びに本コンソーシアムの目的に関連する領域の非営利研究機関の研究者、研究支援者及び教育研究機関に在籍する教員・学生（以下「研究者等」という。）で、本コンソーシアムへの入会を承認された者（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 前項に規定する会員のうち、法人及び団体を法人会員とし、研究者等を個人会員とする。

3 法人会員は、その役割によって運営幹事会員、幹事会員又は一般法人会員に区分される。

(運営幹事会員及び幹事会員)

第5条 本コンソーシアムの運営を担う法人会員を、運営幹事会員とする。

2 本コンソーシアムの運営幹事会員は、以下のとおりとする。（五十音順）

(1) 国立研究開発法人 産業技術総合研究所

(2) 国立大学法人 東京工業大学

(3) 国立大学法人 名古屋大学

(4) 学校法人 早稲田大学

3 人間機械協奏技術コンソーシアム規約（以下「本規約」という。）及び様式1入会申請書の別紙1に記載の本コンソーシアムの基本方針に則って、運営幹事会員のうちの少なくとも一機関との間で共同研究契約を締結している法人会員を幹事会員とする。

（一般法人会員）

第6条 運営幹事会員及び幹事会員以外の法人会員を一般法人会員とする。

（入退会）

第7条 本コンソーシアムに入会しようとするときは、所定の入会申請書（様式1または様式2）を提出し、第9条に規定する代表から入会許可書（様式3）を受領しなければならない。

2 本コンソーシアムに入会を希望する機関は、第24条に規定する会費を納めなければならない。

3 会員が本コンソーシアムを退会しようとするときは、所定の退会申請書（様式4）を提出し、第9条に規定する代表から退会許可書（様式5）を受領しなければならない。

4 一般法人会員が第5条第3項の共同研究契約を締結する際には、所定の幹事会員用の入会申請をあらためて提出しなければならない。

5 第5条第3項の共同研究契約が終了したときは、当該共同研究契約を締結した幹事会員は終了した日の翌日から一般法人会員になるものとする。

（除名）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議を経て、これを除名することができる。

(1) 本規約に違反したとき。

(2) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は本コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき。

（役員）

第9条 本コンソーシアムに、次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 幹事 定数は、総会の議により定める。

（役員を選任）

第10条 役員は、運営幹事会員に所属する者の中から、総会によって選出する。

2 役員は、幹事会員に所属する者の中から、総会によって選出することができる。

（役員職務）

第11条 代表は、本コンソーシアムを代表し、その業務を総括する。

2 幹事は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その役割を代行する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議を経て、これを解任することができる。この場合において、当該役員が所属する機関は、これに代替する者を遅滞なく推薦しなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 本規約への違反等、役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (3) 役員が、所属する幹事機関の職を離れたとき。

(総会等)

第14条 本コンソーシアムに総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成する。ただし、必要に応じて、役員の下承を得て、会員以外の者を出席させることができる。
- 3 総会は、法人会員総数の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。
- 4 総会の議決は、法人会員総数の過半数とする。
- 5 前二項にかかわらず、本コンソーシアムの解散及び本規約の改廃について議決を行う総会は、法人会員総数の過半数の出席をもって成立し、本規約の改廃の議決は、法人会員総数の4分の3以上の賛成を得ることで行うことができる。

(総会の議事)

第15条 総会の議事は、次のとおりとする。

- (1) 本コンソーシアムの活動計画
- (2) 役員を選出及び解任
- (3) 会員の提出した事項
- (4) 決算の報告及び予算の審議
- (5) 本規約の改廃
- (6) その他総会が必要と認めた事項

(総会の開催)

第16条 総会は、毎年1回、定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

- 2 総会は、役員が召集し、代表が議長を務めるものとする。

(運営委員会)

第17条 本コンソーシアムの運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、役員をもって構成する。ただし、必要に応じて、代表の下承を得て、役員以外の運営幹事会員に所属する者を出席させることができる。
- 3 運営委員会は、随時開催する。

(運営委員会の議事)

第18条 運営委員会の議事は、次のとおりとする。

- (1) 総会の決議事項を実施するために必要な具体的事項
- (2) 専門委員会の設置, 変更の承認に関する事項
- (3) その他運営委員会が本コンソーシアムの運営に必要と認めた事項

(専門委員会等)

第19条 運営委員会は、本コンソーシアムの事業を円滑に行うため、特定の事項を検討する専門委員会として、研究戦略委員会、知財管理委員会及び人材育成委員会を置くものとする。なお、運営委員会は、必要に応じて追加の専門委員会を置くことができるものとする。

- 2 専門委員会委員は、運営委員会が会員の中から委嘱する。ただし、必要に応じて、会員以外から外部有識者を委嘱できるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究戦略委員会及び知財管理委員会の各委員については、原則として運営幹事会員及び幹事会員(幹事会員となることを具体的に予定している会員であり、運営委員会が認めるものを含む)の中から委嘱し、人材育成委員会については、原則として運営幹事会員の中から委嘱するものとする。
- 4 運営委員会は、コンソーシアム活動全体の戦略立案・運営方針策定について、外部有識者による助言を求めるために、アドバイザリ委員会を置くことができる。
- 5 アドバイザリ委員会委員は、運営委員会が会員以外から外部有識者を委嘱するものとする。

(事務局)

第20条 本コンソーシアムの事務局は、名古屋市千種区不老町(国立大学法人名古屋大学内)に置く。

(事務局長)

第21条 本コンソーシアムの事務局に、事務局長1名を置く。

- 2 事務局長は、代表が指名する役員が兼務する。
- 3 事務局長の任期は、第12条の規定を準用する。

(成果等報告会の開催)

第22条 本コンソーシアムは、会員を対象とした、本コンソーシアムに関する研究開発の成果についての報告会を毎年1回以上開催するものとする。

(経費)

第23条 本コンソーシアムの経費は、会員の負担する会費をもってこれに充てる。ただし、本コンソーシアムへの寄付金等を経費に充てることを妨げない。

2 本コンソーシアムの会計年度は、平成28年度は、平成28年9月2日から平成29年3月31日までとし、平成29年度以降は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会費)

第24条 会員は、次に定める本コンソーシアムの年会費を支払うものとする。

- (1) 年会費10万円（消費税及び地方消費税を除く）とし、10月1日から翌年3月31日までに入会した場合、当該入会した年度は5万円（消費税及び地方消費税を除く）とする。
- (2) 前号にかかわらず、大学、国立研究開発法人及びその他の非営利研究機関の場合は、無料とする。
- 2 会費は、原則、当該会計年度内に納めなければならない。
- 3 既納の会費その他の拠出金品等は、返還しないものとする。
- 4 本条第1項及び第2項にかかわらず、平成28年度末までの期間（以下「免除期間」という。）においては、一般法人会員の年会費の支払いを免除するものとする。但し、運営委員会は、免除期間の延長を決定できるものとする。

（規約の改廃）

第25条 本規約の改廃は、総会で決定する。

（解散）

第26条 本コンソーシアムの解散は、法人会員総数の4分の3以上の賛成を得ることで行うことができる。

（その他）

第27条 本規約に定めるもののほか、本コンソーシアムに関し必要な事項は、総会の議を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 本規約は、別添1の発起人による本コンソーシアムの設立宣言により、平成28年9月2日から施行する。
- 2 本コンソーシアムの設立当初は、次に掲げる者を世話人とし、第17条の規定にかかわらず、設立後最初の総会で役員を決するまでの間、運営委員会を構成するものとする。
持丸 正明 （国立研究開発法人 産業技術総合研究所）
益 一哉 （国立大学法人 東京工業大学）
武田 一哉 （国立大学法人 名古屋大学）
逢坂 哲彌 （学校法人 早稲田大学）
- 3 本コンソーシアムの設立後最初の総会は、第16条第2項の規定に関わらず、前項に定める世話人が招集し、議長は世話人の中から互選するものとする。

附 則（平成30年6月1日変更）

- 1 本規約は、平成30年6月1日から施行する。